

○敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例

平成8年12月26日条例第23号

改正

平成10年3月27日条例第10号

平成11年3月26日条例第8号

平成18年9月29日条例第23号

平成18年12月21日条例第27号

平成19年12月27日条例第30号

平成23年9月28日条例第19号

平成24年3月27日条例第10号

平成25年3月22日条例第17号

平成26年3月20日条例第4号

平成28年3月22日条例第11号

平成29年12月25日条例第25号

敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例

敦賀市心身障害者の医療費支給に関する条例（昭和48年敦賀市条例第8号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度障害者（以下「障害者」という。）に係る医療費を助成することにより、障害者の保健の向上に寄与するとともに、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当する者
- （2） 福井県知的障害者療育手帳交付要綱（昭和49年2月25日付け婦第304号）に基づく療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受け、敦賀市重症心身障害児（者）等福祉手当支給条例（昭和44年敦賀市条例第27号）別表第4項に該当する者
- （3） 療育手帳の交付を受け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所におい

て、知能指数が50以下と判定された者

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証の交付を受けたもの

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により被保険者及び組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）が負担すべき額（第1項第4号に該当する者にあつては、病院又は診療所への入院に要する費用の額を除く。）をいう。ただし、児童福祉法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院した者が当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、療養の給付又は医療の給付を受けた場合において負担すべき額をいう。

4 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

5 この条例において「協力医療機関」とは、障害者に対する療養を行った場合、当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）又は社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提供する等の協力をする医療機関をいう。

6 この条例において「施設等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 病院又は診療所
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置が採られた場合に限る。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障

- 害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設又は同条第26項に規定する福祉ホーム
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居
 - (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
 - (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）
 - (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第22項に規定する介護保険施設
- （助成対象者）

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する障害者であって、社会保険各法の規定による被保険者等とする。ただし、第2条第6項に規定する施設等に入院、入所又は入居（以下「入所等」という。）したため、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、本市以外の市町村から当該施設等に入所等する際に本市の区域内に住所を変更したと認められるものを除く。

（住所地特例）

第4条 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等する際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する施設等に入所等した者に限る。）は、前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。

（助成対象者の認定）

第5条 助成対象者が、次条に規定する助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請書を提出して、障害者医療費の対象者として認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該対象者に受給資格を証する証明書を交付するものとする。

（助成金の支給）

第6条 市長は、助成対象者が一部負担金を医療機関に支払った場合には、当該支払額に相当する

額を助成金として支給する。ただし、社会保険各法以外の法令等の規定により公費負担金、附加給付金等を受ける場合は、当該支払額のうち一部負担金からその額を控除した額とする。

2 市長は、協力医療機関の情報に基づき、国保連又は支払基金から助成対象者の一部負担金に係る請求があった場合は、助成対象者に代わり、支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。

(助成対象者等の所得制限)

第7条 前条に規定する医療費の助成は、助成対象者又は扶養義務者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条又は21条に規定する政令で定める額を超えるときは、これを行わないものとする。

(助成の申請)

第8条 第6条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において療養を受けた場合は、この限りでない。

(助成の制限)

第9条 市長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において助成金を支給せず、又は既に助成した助成金を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の敦賀市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月21日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、平成18年9月30日以前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例第5条の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に改正前の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条に規定する受給資格者証の交付を受けている者であつて、施行日前に福井県以外の区域から本市の区域内の施設等に住所を変更したと認められるものについては、改正後の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例第3条の対象者とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第4条に規定する受給資格者証の交付を受けている者であつて、施行日前に施設等に住所を変更したと認められるものについては、受給資格者証の有効期間内に

においては第3条の対象者とみなす。ただし、第5条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があった場合はこの限りでない。

附 則（平成23年9月28日条例第19号）

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の敦賀市障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、同条に1項を加える改正規定の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、この条例の施行の前日に医療機関におい

て受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月25日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の敦賀市子ども医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、この条例の施行の前日に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 第1条の規定による改正後の敦賀市子ども医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。